

資源回収拠点 (リサイクル推進店) からのお願い



清掃だより
100

平成21年3月15日
福生市
生活環境部
環境課ごみ対策係

ご意見・問合せ
551-1511
(内線2534~5)

福生市内85ヶ所に品目別の回収容器が設置してありますが（ごみ・リサイクルカレンダーP17~P19参照）、指定されたもの以外の資源物やごみが入っていることが多々あります。このため、リサイクル推進店の方や収集業者が分別をしたり、取り出すのに大変苦労しています。

また、リサイクルをするために戻された資源物が汚れ、リサイクルすることが困難になります。一部の心ない方の行為が、たくさんの方に迷惑をかけています。

拠点の回収容器には、決められた品目を決められたルールで戻してください。

よく入っているごみや指定外資源物（拠点には置かないでください）

ビヨール（レジ）袋（資源物運搬用）



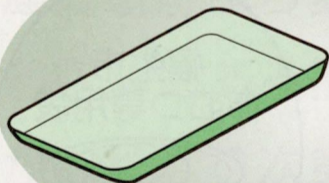
……容器包装プラスチックで出してください。

ひも（資源物運搬用）



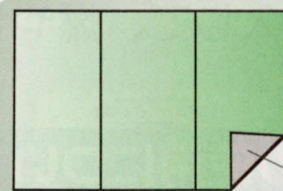
……燃やせるごみで出してください。

色や模様つき発泡スチロールトレイ



……容器包装プラスチックで出してください。

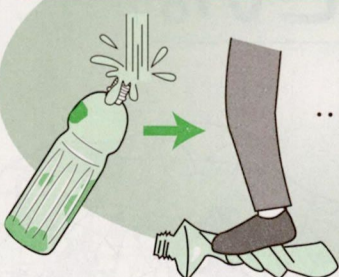
裏が銀色の紙パック



銀色

……燃やせるごみで出してください。

すすいでいないペットボトル



……すすいでください。

ペットボトルのキャップ



……はずしてプラスチックボトル又は容器包装プラスチックとして出してください。

ペットボトルのラベル



……はがして♻️マーク入りは容器包装プラスチック、それ以外は燃やせるごみで出してください。

粗大ごみと臨時ごみ(有料)は リサイクルセンターへお申し込みください!!

3月は引越しなどが多い時期です。引越しなどに伴う粗大ごみ(1辺が50cmを超えるもの)及び臨時ごみのお申込みは、リサイクルセンターにご連絡ください。

電話552-1621または551-9150

※これも粗大ごみです。(1辺が50cm以内のもの)

板きれ…厚さが10cmを越えるもの(将棋盤などを含む)

木の幹、根…直径が10cm以上のもの(丸太、臼などを含む)

鉄アレイ…3kgを越えるもの



※これは粗大ごみではありません。(市では収集、処理できません)

自動車・バイク(部品を含む)、建築廃材、耐火金庫、七輪、漬物石、テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・乾燥機など

※粗大ごみの出し方には、回収方式と持込処分があります。乗用車等で持込処分される場合、運転手の方に車から降ろしていただきますので、軍手やマスク等をご用意ください。

ボランティア袋及びおむつ専用袋を使用されている方へ

このところ、家庭から出されるごみなどがボランティア袋やおむつ専用袋に混ざって出されることがありますのでご注意ください。なお、使用につきましては次のとおりとなりますのでご確認ください。

ボランティア袋の使用について

環境美化を目的に行なう公共用地の清掃に伴い排出されるごみなどを出す場合に使用できます。なお、使用される場合は必ず団体名または氏名を記入して、燃やせるごみと燃やせないごみに分別してください。



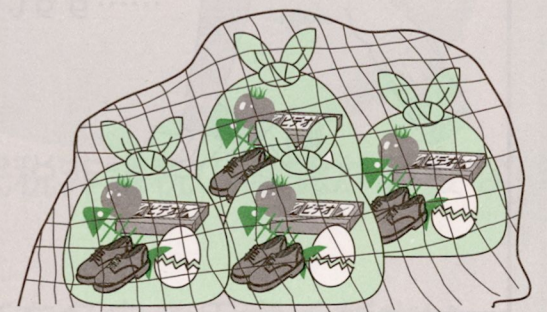
おむつ専用袋の使用について

市内在住の紙おむつ使用者(赤ちゃん、お年寄りなど)の使用後の紙おむつを出す場合に使用できます。なお、汚物はトイレに流してください。



生ごみ等の散乱防止にご協力ください。

このところ皆さんが出した燃やせるごみが、収集されるまでの間にカラスやネコなどにより荒らされる被害が多発しています。一度被害にあうと、継続して荒らされる傾向があるため、ごみ袋にはネットやカゴなどを被せるといった対策をお願いします。その際には、収集もれを防ぐために事前にごみ対策係までご連絡ください。



「ごみ・リサイクルカレンダー」を配布します


「平成21年度版ごみ・リサイクルカレンダー」を3月16日から皆さんのお宅に配布します。

3月25日までに届いていない方や2世帯同居などで2部以上必要な方は、ごみ対策係へ連絡をお願いします。

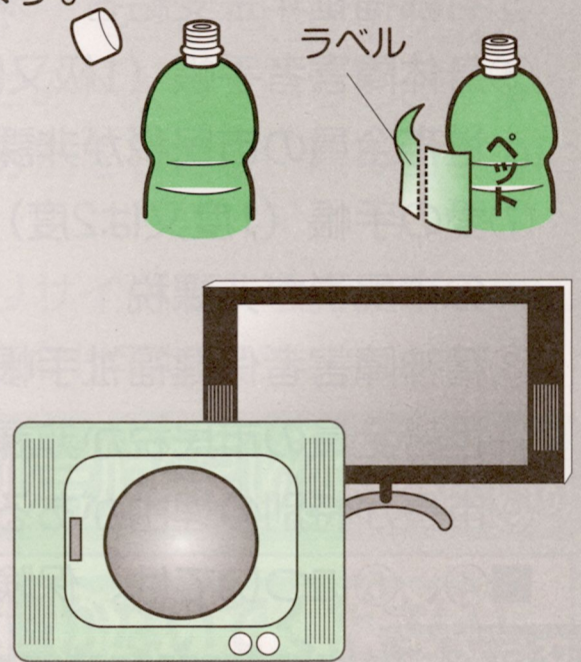
また、共同住宅用カレンダー（ポスター）や外国語版パンフレットもごみ対策係窓口に用意してあります。



21年度からの主な変更点

※ペットボトルはキャップだけでなく、 の表示があるラベルも取り除いて容器包装プラスチックで出してください。

※テレビはブラウン管式のものだけでなく、液晶やプラズマなどの薄型のもの、また洗濯機は衣類乾燥機も家電リサイクル法の対象になり、市では収集できなくなります。



指定収集袋（外袋）のデザインが変わります。

可燃ごみと不燃ごみの指定収集袋の外袋のデザインが4月生産分以降より変更になります。各店舗にある旧デザインの在庫がなくなり次第随時入れ替わりますのでご注意ください。



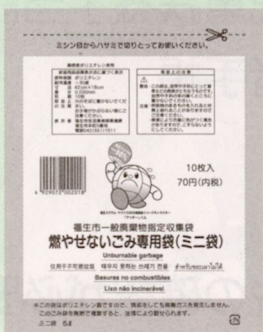
燃やせるごみ専用袋 大袋40ℓ



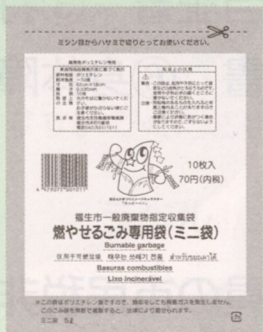
燃やせるごみ専用袋 中袋20ℓ



燃やせるごみ専用袋 小袋10ℓ



燃やせるごみ専用袋 ミニ袋



燃やせないごみ専用袋 ミニ袋



燃やせないごみ専用袋 大袋40ℓ



燃やせないごみ専用袋 中袋20ℓ



燃やせないごみ専用袋 小袋10ℓ

減免世帯に指定収集袋を交付します！

平成21年度のごみの指定収集袋を、次の世帯に対して一定枚数交付します。必要な世帯は申請してください。

対象者

①生活保護受給者 ②児童扶養手当受給者 ③特別児童扶養手当受給者

④遺族基礎年金受給者

※国民年金のみの加入で、18歳未満の児童を養育している母子家庭で、一定所得以下の方（年金コード6450の方が該当します）

⑤老齢福祉年金受給者 ※明治44年4月1日以前の生まれで、一定所得以下の方

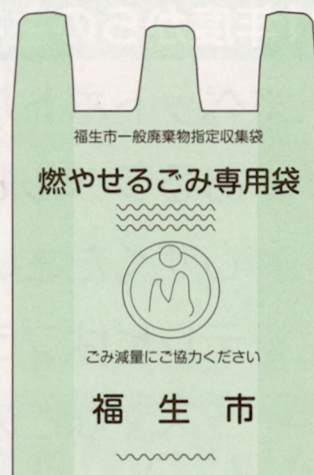
⑥身体障害者手帳（1級又は2級）の交付を受けている方で、世帯全員の市民税が非課税

⑦愛の手帳（1度又は2度）の交付を受けている方で、世帯全員の市民税が非課税

⑧精神障害者保健福祉手帳（1級）の交付を受けている方で、世帯全員の市民税が非課税

⑨市長が特別の理由があると認められた方

■④、⑤については、保険年金課保険年金係にご確認ください。



交付枚数

■（1人世帯）可燃用小袋100枚、不燃用小袋20枚

■（2人世帯）可燃用中袋100枚、不燃用中袋20枚

■（3人世帯以上）1人増えるごとに2人世帯枚数に可燃用中袋50枚、不燃用中袋10枚を加算した枚数を交付します。

※年度途中で申請した場合は、月割りで相当量の交付になります。

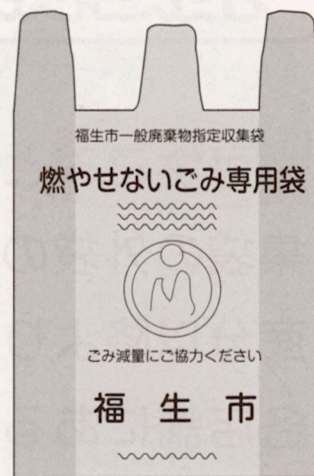
交付日時

4月1日～4月30日の月～金曜日、午前9時～正午・午後1時～4時

交付場所

環境課ごみ対策係指定袋交付特別窓口

※その他の市役所開庁時間についてはごみ対策係にて交付。



必要なもの

■証書等 ①生活保護法適用証明書 ②児童扶養手当証書 ③特別児童扶養手当証書

④遺族基礎年金証書 ⑤老齢福祉年金証書 ⑥身体障害者手帳

⑦愛の手帳 ⑧精神障害者保健福祉手帳

■印鑑（⑥⑦⑧の場合）

※ただし、⑥、⑦、⑧については、世帯全員の市民税非課税の確認が必要なため、当日交付できない場合があります。

※交付された指定袋を入れて持ち帰る為のバッグ等を各自ご用意ください。